

(平成23年10月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成元年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月29日から同年5月1日まで

私は、昭和61年2月3日付けでA事業所に入社後、平成元年4月30日まで同社に勤務し、同年5月1日から現在まではB事業所に勤務している。しかしながら、年金事務所の記録では、A事業所の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年4月29日となっている。

平成元年5月に受け取った給与明細書では、同年4月分の厚生年金保険料は控除されているので、A事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年5月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、A事業所での厚生年金保険料は翌月控除であった旨申し立てているところ、A事業所から提出された平成元年5月の給与台帳及び申立人から提出された同年5月の給与明細書から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における平成元年3月のオンライン記録並びに上記給与台帳及び給与明細書で確認で

きる厚生年金保険料の控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日は、「平成元年4月29日」として届出が行われていることが確認できる上、申立事業所は、「申立人の厚生年金保険料を控除しているが、誤って資格喪失日を平成元年4月29日として届け出た。」と認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮崎国民年金 事案 499 (事案 268 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで

申立期間を含む昭和43年4月から50年3月までの期間について、私の母親が私の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれていたのに、納付記録が未納とされていることに納得がいかないので、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正には至らなかった。

今回、新たな資料等はないが、結婚以降の国民年金保険料については、私の母親が家族全員分の納付を行っていたと記憶しており、妻もそのことを記憶していることから、申立期間を変更し再度申立てを行うので、調査の上、納付記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月1日に払い出されていることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料が納付できない期間であること、及び結婚前の申立期間については、申立人とその両親の計3人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているものの、申立人提出の昭和45年の元帳に記載された国民年金保険料の金額は申立人ら3人分の合計額とは一致せず、2人分相当額と見るのが自然であること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月29日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間を変更し、「結婚後は私の母が家族全員分の国民

年金保険料を納付しており、妻もそのことを記憶している。」と主張して再申立てをしているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月 24 日から 60 年 12 月 28 日まで

私は、申立期間当時、A県からB県に転居して、C社に勤務した。最初の3か月間は見習として勤務し、4か月目に私の子の名前が記載された健康保険被保険者証を受け取った記憶がある。同社では、製品の不良品を見つける業務に従事した。勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立人が申立期間のうち昭和59年7月24日から60年2月9日までの期間及び同年2月19日から同年12月28日までの期間において、C社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が記憶している上司及びその上司が氏名を挙げた同僚は、「C社では、試用期間があった。厚生年金保険への加入を希望せず、加入していない人がいた。」と供述していることから判断すると、C社では、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立人は、「私の子の名前が記載された健康保険被保険者証が交付された記憶がある。」と申し立てしているところ、申立人は、申立期間とほぼ符合する昭和59年6月25日から60年2月14日までの期間及び同年2月16日から同年12月26日までの期間に、B県D市において国民健康保険に加入していることが確認できるとともに、当該国民健康保険の被保険者記録において申立人の子の氏名も確認できる。

さらに、C社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在は不明である上、連絡の取れた役員及び同僚は全て、「申立人に記憶はあるが、厚生年金保険に加入していたか否かについては分からない。」と供述しており、申立人の申立事業所における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。